平成２６年（フ）第８９１号
札幌市西区二十四軒４条５丁目11番19号　瀬比亜館琴似201号
債務者　森澤　　彩
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９７号
札幌市東区北12条東９丁目１番２―1402号
債務者　松尾るみ子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２９号
札幌市白石区川下５条１丁目１番８号　佐藤ハイツ101号
債務者　永井智津子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４２号
札幌市豊平区中の島１条１丁目７番11―206号
債務者　花田　悦子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５４号
仙台市青葉区中山８丁目３番17号　佐藤アパート202
債務者　千葉　　優
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山２丁目14番３号　ハイツ石垣１号
債務者　四戸　聖也
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３１２号
仙台市宮城野区岩切１丁目３番45号　コーポ山田203
債務者　橋本　京子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
群馬県伊勢崎市間野谷町613番地１　ヴィラトルナーレ303
債務者　大澤　繁夫
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０９号
群馬県吾妻郡中之条町中之条町1481番地１　グランディックス104号室、住民票上の住所　群馬県吾妻郡草津町大字草津547番地13
債務者　袋田　裕二
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２０号
群馬県伊勢崎市馬見塚町1468番地
債務者　松村　福滿
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２４号
群馬県佐波郡玉村町大字板井1507番地４　大堀住宅３号棟
債務者　青木　和彦
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２７号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町１丁目109番地９　グリーンパレスＡ102
債務者　小野　健一
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３７号
群馬県前橋市天川大島町３丁目44番地４
債務者　田部井由紀
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３９号
群馬県前橋市総社町総社3136―１　住宅型有料老人ホーム　タートル、住民票上の住所群馬県北群馬郡吉岡町上野田1329番地330
債務者　吉田　昭義
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係